

雇用保険二事業助成金 平成 30 年度予算の整理表（案）

雇用保険二事業助成金 平成30年度予算の整理票(案)

平成29年度雇用保険二事業助成金

平成30年度雇用保険二事業助成金

	各種給付金名				各種給付金名
1	雇用調整助成金			1	雇用調整助成金
②	労働移動支援助成金	内容見直し		②	労働移動支援助成金
③	65歳超雇用推進助成金	内容見直し		③	65歳超雇用推進助成金
4	特定求職者雇用開発助成金			4	特定求職者雇用開発助成金
⑤	トライアル雇用助成金	内容見直し		⑤	トライアル雇用助成金
⑥	地域雇用開発助成金	内容見直し		⑥	地域雇用開発助成金
7	通年雇用奨励金			7	通年雇用助成金
8	両立支援等助成金	内容見直し		8	両立支援等助成金
⑨	職場定着支援助成金	統合		⑨	人材確保等支援助成金
⑩	人事評価改善等助成金	統合			
11	キャリアアップ助成金	内容見直し		10	キャリアアップ助成金
⑫	障害者雇用安定助成金	内容見直し		⑪	障害者雇用安定助成金
⑬	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	統合			
⑭	生涯現役起業支援助成金	内容見直し		⑫	生涯現役起業支援助成金
15	人材開発支援助成金	内容見直し		⑬	人材開発支援助成金
⑯	障害者職業能力開発助成金	統合			
⑰	建設労働者確保育成助成金	統合			

※ 番号に○がつけてある助成金が諮問事項。
※ パブリックコメントは2月9日～3月10日までの期間に実施。

労働移動支援助成金の見直し

平成29年度

(百万円)

助 成 金 名			29'予算額	28'事業評価																																	
労働移動支援助成金			9,665	C																																	
再就職支援コース奨励金(2,067)			2,073																																		
【事業概要】 ・再就職援助計画対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者 に費用を負担して委託した事業主や、再就職のための訓練を教育訓練施設等に委 託して実施した事業主に対して、当該委託に要する費用の一部を支給 ・再就職援助計画対象者等について、求職活動のための休暇を与えた事業主に対 して、休暇付与に係る賃金の一部を支給 【対象事業主】 再就職援助計画の対象者等に対して、民間の職業紹介事業者に委託等を行い、再 就職支援を行った事業主 【支給額】 ①再就職支援分(1人当たり上限60万円、一の事業主につき、最大500人まで支給) <table><tr><th colspan="3"></th><th colspan="2">助成率 ※ () は45歳以上の場合</th></tr><tr><th colspan="3"></th><th>中小企業事業主以外</th><th>中小企業事業主</th></tr><tr><td rowspan="3">再就職支援分</td><td>ア再就職支援 委託時</td><td></td><td>—</td><td>10万円</td></tr><tr><td>イ再就 職実現 時</td><td>通常</td><td>委託総額の 1/4 (1/3)</td><td>委託総額の1/2 (2/3) からアの額を引いた額</td></tr><tr><td></td><td>特例</td><td>委託総額の 1/3 (2/5)</td><td>委託総額の2/3 (4/5) からアの額を引いた額</td></tr><tr><td colspan="3">職業訓練</td><td colspan="2">訓練実施に係る費用の2/3 (1人当たり上限30万円)</td></tr><tr><td colspan="3">グループワーク</td><td colspan="2">3回以上実施で1万円を上乗せ</td></tr></table> ②休暇付与支援分(1人当たり180日、一の事業主につき、最大500人まで支給) 中小企業事業主 8,000円/日 中小企業事業主以外 5,000円/日 ③職業訓練実施支援分 訓練実施に係る費用の2/3(1人当たり上限30万円、一 の事業主につき、最大500人まで支給)						助成率 ※ () は45歳以上の場合					中小企業事業主以外	中小企業事業主	再就職支援分	ア再就職支援 委託時		—	10万円	イ再就 職実現 時	通常	委託総額の 1/4 (1/3)	委託総額の1/2 (2/3) からアの額を引いた額		特例	委託総額の 1/3 (2/5)	委託総額の2/3 (4/5) からアの額を引いた額	職業訓練			訓練実施に係る費用の2/3 (1人当たり上限30万円)		グループワーク			3回以上実施で1万円を上乗せ			
			助成率 ※ () は45歳以上の場合																																		
			中小企業事業主以外	中小企業事業主																																	
再就職支援分	ア再就職支援 委託時		—	10万円																																	
	イ再就 職実現 時	通常	委託総額の 1/4 (1/3)	委託総額の1/2 (2/3) からアの額を引いた額																																	
		特例	委託総額の 1/3 (2/5)	委託総額の2/3 (4/5) からアの額を引いた額																																	
職業訓練			訓練実施に係る費用の2/3 (1人当たり上限30万円)																																		
グループワーク			3回以上実施で1万円を上乗せ																																		

平成30年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名		30'予算額																					
労働移動支援助成金		6,264																					
→	再就職支援コース奨励金	1,694																					
(見直し概要) 再就職支援(民間の職業紹介事業者)に費用を負担して委託した事業主に対する助成)について、再就職支援委託時の助成を廃止する。 【支給額】 ①再就職支援分(1人当たり上限60万円、1の事業主につき、最大500人まで支給) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">助成率 ※ () は45歳以上の場合</th></tr><tr><th>中小企業事業主以外</th><th>中小企業事業主</th></tr><tr><td rowspan="2">再就職支援分 (再就職実現時)</td><td>通常</td><td>委託総額の 1/4 (1/3)</td><td>委託総額の 1/2 (2/3)</td></tr><tr><td>特例</td><td>委託総額の 1/3 (2/5)</td><td>委託総額の 2/3 (4/5)</td></tr><tr><td colspan="2">職業訓練</td><td colspan="2">訓練実施に係る費用の2/3 (1人当たり上限30万円)</td></tr><tr><td colspan="2">グループワーク</td><td colspan="2">3回以上実施で1万円を上乗せ</td></tr></table> ②・③ 改正なし				助成率 ※ () は45歳以上の場合		中小企業事業主以外	中小企業事業主	再就職支援分 (再就職実現時)	通常	委託総額の 1/4 (1/3)	委託総額の 1/2 (2/3)	特例	委託総額の 1/3 (2/5)	委託総額の 2/3 (4/5)	職業訓練		訓練実施に係る費用の2/3 (1人当たり上限30万円)		グループワーク		3回以上実施で1万円を上乗せ		
				助成率 ※ () は45歳以上の場合																			
		中小企業事業主以外	中小企業事業主																				
再就職支援分 (再就職実現時)	通常	委託総額の 1/4 (1/3)	委託総額の 1/2 (2/3)																				
	特例	委託総額の 1/3 (2/5)	委託総額の 2/3 (4/5)																				
職業訓練		訓練実施に係る費用の2/3 (1人当たり上限30万円)																					
グループワーク		3回以上実施で1万円を上乗せ																					

早期雇入れ支援コース奨励金(848)	4,881		早期雇入れ支援コース奨励金	2,511																										
【事業概要】 再就職援計画対象者等を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合に、一定額を支給 【対象事業主】 再就職援助計画対象者等を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇用した事業主 【支給額】(一の事業主につき、最大500人まで支給) <table><tr><td></td><td>通常助成</td><td>優遇助成 (※1)</td><td>優遇助成 (賃金上昇区分)(※2)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>30 万円/人</td><td>80 万円/人</td><td>100 万円/人</td></tr></table> (※1) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れた場合 (※2) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れ、当該対象者の雇入れから1年後の賃金を一定程度上昇させた場合		通常助成	優遇助成 (※1)	優遇助成 (賃金上昇区分)(※2)	支給額	30 万円/人	80 万円/人	100 万円/人			(見直し概要) 再就職援計画対象者等を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた労働者に対して職業訓練を実施した場合に、訓練実施等に要した経費の一部を上乗せ助成(人材育成支援) 【支給額】 早期の雇入れに係る助成は変更なし 人材育成支援(職業訓練を実施した一の事業主につき、5,000万円を限度に支給) <table><tr><td></td><td>通常助成</td><td>優遇助成 (※1)</td><td>優遇助成 (賃金上昇区分)(※2)</td></tr><tr><td colspan="2">OJT 賃金助成 (340 時間を限度)</td><td>800 円/時</td><td>900 円/時</td><td>1,000 円/時</td></tr><tr><td rowspan="2">Off-JT</td><td>賃金助成 (600 時間を限度)</td><td>900 円/時</td><td>1,000 円/時</td><td>1,100 円/時</td></tr><tr><td>経費助成</td><td>上限 30 万円</td><td>上限 40 万円</td><td>上限 50 万円</td></tr></table> (※1) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れ、当該対象者に対して訓練を実施した場合 (※2) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れて訓練を実施し、当該対象者の雇入れから1年後の賃金を一定程度上昇させた場合		通常助成	優遇助成 (※1)	優遇助成 (賃金上昇区分)(※2)	OJT 賃金助成 (340 時間を限度)		800 円/時	900 円/時	1,000 円/時	Off-JT	賃金助成 (600 時間を限度)	900 円/時	1,000 円/時	1,100 円/時	経費助成	上限 30 万円	上限 40 万円	上限 50 万円	
	通常助成	優遇助成 (※1)	優遇助成 (賃金上昇区分)(※2)																											
支給額	30 万円/人	80 万円/人	100 万円/人																											
	通常助成	優遇助成 (※1)	優遇助成 (賃金上昇区分)(※2)																											
OJT 賃金助成 (340 時間を限度)		800 円/時	900 円/時	1,000 円/時																										
Off-JT	賃金助成 (600 時間を限度)	900 円/時	1,000 円/時	1,100 円/時																										
	経費助成	上限 30 万円	上限 40 万円	上限 50 万円																										
人材育成支援コース奨励金(16)	1,235		人材育成支援コース奨励金	155																										
【事業概要】 再就職援助計画対象者等を期間の定めのない労働者として雇い入れ、訓練を実施した事業主に対し、訓練実施等に要した経費の一部を支給 【対象事業主】 再就職援助計画対象者等を期間の定めのない労働者として雇い入れ、訓練を実施した事業主 【支給額】 <table><tr><td></td><td>通常助成</td><td>優遇助成 (※1)</td><td>優遇助成 (賃金上昇区分)(※2)</td></tr><tr><td colspan="2">OJT 賃金助成 (680 時間を限度)</td><td>800 円/時</td><td>900 円/時</td><td>1,000 円/時</td></tr><tr><td rowspan="2">Off-JT</td><td>賃金助成 (1,200 時間を限度)</td><td>900 円/時</td><td>1,000 円/時</td><td>1,100 円/時</td></tr><tr><td>経費助成</td><td>上限 30 万円</td><td>上限 40 万円</td><td>上限 50 万円</td></tr></table> (※1) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れ、当該対象者に対して訓練を実施した場合 (※2) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れて訓練を実施し、当該対象者の雇入れから1年後の賃金を一定程度上昇させた場合		通常助成	優遇助成 (※1)	優遇助成 (賃金上昇区分)(※2)	OJT 賃金助成 (680 時間を限度)		800 円/時	900 円/時	1,000 円/時	Off-JT	賃金助成 (1,200 時間を限度)	900 円/時	1,000 円/時	1,100 円/時	経費助成	上限 30 万円	上限 40 万円	上限 50 万円			廃止									
	通常助成	優遇助成 (※1)	優遇助成 (賃金上昇区分)(※2)																											
OJT 賃金助成 (680 時間を限度)		800 円/時	900 円/時	1,000 円/時																										
Off-JT	賃金助成 (1,200 時間を限度)	900 円/時	1,000 円/時	1,100 円/時																										
	経費助成	上限 30 万円	上限 40 万円	上限 50 万円																										

移籍人材育成支援コース奨励金(〇)			815		移籍人材育成支援コース奨励金			93																			
【事業概要】 移籍により受け入れた労働者に対し訓練を実施した事業主に対し、訓練実施等に要した経費の一部を支給 【対象事業主】 移籍により受け入れた労働者に対し訓練を実施した事業主 【支給額】<table><tr><td colspan="2"></td><td>通常助成</td><td>優遇助成 (※1)</td><td>優遇助成 (賃金上昇区分) (※2)</td></tr><tr><td colspan="2">OJT 賃金助成 (680 時間を限度)</td><td>800 円/時</td><td>900 円/時</td><td>1,000 円/時</td></tr><tr><td rowspan="2">Off-JT</td><td>賃金助成 (1,200 時間を 限度)</td><td>900 円/時</td><td>1,000 円/時</td><td>1,100 円/時</td></tr><tr><td>経費助成</td><td>上限 30 万円</td><td>上限 40 万円</td><td>上限 50 万円</td></tr></table> (※1) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの 離職者を受け入れ、当該対象者に対して訓練を実施した場合 (※2) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの 離職者を受け入れて訓練を実施し、当該対象者の雇入れから1年後の賃金 を一定程度上昇させた場合					通常助成	優遇助成 (※1)	優遇助成 (賃金上昇区分) (※2)	OJT 賃金助成 (680 時間を限度)		800 円/時	900 円/時	1,000 円/時	Off-JT	賃金助成 (1,200 時間を 限度)	900 円/時	1,000 円/時	1,100 円/時	経費助成	上限 30 万円	上限 40 万円	上限 50 万円			廃止			
		通常助成	優遇助成 (※1)	優遇助成 (賃金上昇区分) (※2)																							
OJT 賃金助成 (680 時間を限度)		800 円/時	900 円/時	1,000 円/時																							
Off-JT	賃金助成 (1,200 時間を 限度)	900 円/時	1,000 円/時	1,100 円/時																							
	経費助成	上限 30 万円	上限 40 万円	上限 50 万円																							
中途採用拡大コース奨励金(一)			581		中途採用拡大コース奨励金			1,811																			
【事業概要】 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大し、生産性を向上させた事業主に対して助成 【対象事業主】 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用拡大(①中途採用率の向上又は②45歳以上の者を初めて中途採用)し、生産性を向上させた事業主 【支給額】 ①中途採用率を引き上げた場合 50万円 ②45歳以上の者を初めて中途採用した場合 60万円					(見直し概要) ①支給申請時点の生産性の向上を支給要件から除外し、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大した場合に助成を行う。 ②さらに、当該助成を受けた事業主が生産性要件に該当した場合に、追加で一定額を支給する。 【支給額】 ①中途採用拡大助成(雇用管理制度を整備し、中途採用拡大を図った事業主への助成) ・中途採用率の向上を図った場合 50万円 ・45歳以上の者を初めて中途採用した場合 60万円 ②生産性向上助成(①の助成を受けた事業主が、生産性要件に該当した場合の助成) ・①のうち、中途採用率の向上に係る助成を受けた事業主 25万円 ・①のうち、45歳以上を初採用に係る助成を受けた事業主 30万円																						

【事業評価の評価結果】
「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
※()内は平成28年度決算額

65歳超雇用推進助成金の見直し

平成29年度		(百万円)																			
助 成 金 名		29'予算額	28'事業評価																		
65歳超雇用推進助成金		2,591	-																		
65歳超継続雇用促進コース		1,909																			
【事業概要】 65歳への定年引上げ等を実施した①～④の事業主に対し、それぞれの区分に応じて助成する。 【対象事業主】 ① 65歳への定年引上げを実施した事業主 ② 66歳以上への定年引上げ又は定年の廃止を実施した事業主 ③ 希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度を導入した事業主 ④ 希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度を導入した事業主 【支給額】 当該事業主が講じた措置、1年以上継続して雇用される60歳以上の被保険者数や定年等の引上げ年数に応じて下記の表の額																					
<table><tr><th rowspan="2">60歳以上の被保険者数</th><th colspan="2">定年又は継続雇用制度の上限の引上げ年数(※)</th><th rowspan="2">定年の廃止</th></tr><tr><th>5年未満 (③については4年未満)</th><th>5年以上 (③については5年未満)</th></tr><tr><td>1～2人</td><td>①20万円 ②25万円 ③10万円 ④15万円</td><td>①30万円 ②40万円 ③20万円 ④25万円</td><td>②40万円</td></tr><tr><td>3～9人</td><td>①25万円 ②30万円 ③15万円 ④20万円</td><td>①100万円 ②120万円 ③60万円 ④80万円</td><td>②120万円</td></tr><tr><td>10人以上</td><td>①30万円 ②35万円 ③20万円 ④25万円</td><td>①120万円 ②145万円 ③75万円 ④95万円</td><td>②145万円</td></tr></table> (※)③、④の「引上げ年数」は、導入前の定年と継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から導入後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数とする。		60歳以上の被保険者数	定年又は継続雇用制度の上限の引上げ年数(※)		定年の廃止	5年未満 (③については4年未満)	5年以上 (③については5年未満)	1～2人	①20万円 ②25万円 ③10万円 ④15万円	①30万円 ②40万円 ③20万円 ④25万円	②40万円	3～9人	①25万円 ②30万円 ③15万円 ④20万円	①100万円 ②120万円 ③60万円 ④80万円	②120万円	10人以上	①30万円 ②35万円 ③20万円 ④25万円	①120万円 ②145万円 ③75万円 ④95万円	②145万円		
60歳以上の被保険者数	定年又は継続雇用制度の上限の引上げ年数(※)		定年の廃止																		
	5年未満 (③については4年未満)	5年以上 (③については5年未満)																			
1～2人	①20万円 ②25万円 ③10万円 ④15万円	①30万円 ②40万円 ③20万円 ④25万円	②40万円																		
3～9人	①25万円 ②30万円 ③15万円 ④20万円	①100万円 ②120万円 ③60万円 ④80万円	②120万円																		
10人以上	①30万円 ②35万円 ③20万円 ④25万円	①120万円 ②145万円 ③75万円 ④95万円	②145万円																		
高年齢者雇用環境整備支援コース		631																			
【事業概要】 高年齢者雇用環境整備計画に基づき、高年齢者向けの①機械設備の導入等や②雇用管理制度の整備等について取組を実施した事業主に対し措置の実施に要した経費の一部を助成する。 【対象事業主】 高年齢者向けの①～②の措置の実施状況を明らかにする書類を提出する事業主																					
高年齢者無期雇用転換コース		51																			
【事業概要】 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に変換した事業主に対し助成する。																					

平成30年度(予定)		(百万円)																			
助 成 金 名		30'予算額																			
65歳超雇用推進助成金		4,368																			
65歳超継続雇用促進コース		2,637																			
(見直し概要) ○支給額について以下のとおり改正する。 ○既存の支給要件に加え、「高年齢者雇用推進者の選任及び、高年齢者雇用管理の措置(※)を講じた場合」に支給する。 (※)職業能力の向上等のための教育訓練、作業方法等の改善、健康管理・安全衛生の配慮、知識や経験等を活用できる配置や処遇の見直し、勤務時間の弾力化など 【支給額】 当該事業主が講じた措置、1年以上継続して雇用される60歳以上の被保険者数や定年等の引上げ年数に応じて下記の表の額(下線部は改正による変更箇所)																					
<table><tr><th rowspan="2">60歳以上の被保険者数</th><th colspan="2">定年又は継続雇用制度の上限年齢の引上げ年数 (※)</th><th rowspan="2">定年の廃止</th></tr><tr><th>5年未満 (③については4年未満)</th><th>5年以上 (③については4年以上)</th></tr><tr><td>1～2人</td><td>①<u>10万円</u> ②<u>15万円</u> ③<u>5万円</u> ④<u>10万円</u></td><td>①15万円 ②20万円 ③10万円 ④15万円</td><td>②20万円</td></tr><tr><td>3～9人</td><td>①25万円 ②30万円 ③15万円 ④20万円</td><td>①100万円 ②120万円 ③60万円 ④80万円</td><td>②120万円</td></tr><tr><td>10人以上</td><td>①30万円 ②35万円 ③20万円 ④25万円</td><td>①150万円 ②160万円 ③80万円 ④100万円</td><td>②160万円</td></tr></table> (※)③、④の「引上げ年数」は、導入前の定年と継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から導入後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数とする。		60歳以上の被保険者数	定年又は継続雇用制度の上限年齢の引上げ年数 (※)		定年の廃止	5年未満 (③については4年未満)	5年以上 (③については4年以上)	1～2人	① <u>10万円</u> ② <u>15万円</u> ③ <u>5万円</u> ④ <u>10万円</u>	①15万円 ②20万円 ③10万円 ④15万円	②20万円	3～9人	①25万円 ②30万円 ③15万円 ④20万円	①100万円 ②120万円 ③60万円 ④80万円	②120万円	10人以上	①30万円 ②35万円 ③20万円 ④25万円	①150万円 ②160万円 ③80万円 ④100万円	②160万円		
60歳以上の被保険者数	定年又は継続雇用制度の上限年齢の引上げ年数 (※)		定年の廃止																		
	5年未満 (③については4年未満)	5年以上 (③については4年以上)																			
1～2人	① <u>10万円</u> ② <u>15万円</u> ③ <u>5万円</u> ④ <u>10万円</u>	①15万円 ②20万円 ③10万円 ④15万円	②20万円																		
3～9人	①25万円 ②30万円 ③15万円 ④20万円	①100万円 ②120万円 ③60万円 ④80万円	②120万円																		
10人以上	①30万円 ②35万円 ③20万円 ④25万円	①150万円 ②160万円 ③80万円 ④100万円	②160万円																		
高年齢者雇用環境整備支援コース		1,223																			
(見直し概要) ○対象事業主の要件に以下の下線部分を追加する。 【対象事業主】 高年齢者向けの①～②の措置の実施状況及び高年齢者雇用環境整備計画の終了日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間における当該措置の実施後の状況を明らかにする書類を提出する事業主																					
高年齢者無期雇用転換コース		508																			
○改正なし																					

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成28年度決算額

トライアル雇用助成金の見直し

平成29年度			(百万円)	平成30年度(予定)			(百万円)
助 成 金 名		29'予算額	28'事業評価	助 成 金 名		30'予算額	
トライアル雇用助成金			C	トライアル雇用助成金			
	一般トライアルコース助成金(2,832)	3,784		→	一般トライアルコース助成金	2,365	
	【事業概要】 職業経験の不足などから、就職が困難な求職者の正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間試行雇用(トライアル雇用)する事業主に対して助成を行うもの。				○改正なし		
障害者トライアルコース助成金(698)		1,103		→	障害者トライアルコース助成金	1,163	
【事業概要】 障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。 【対象事業主】 障害者をトライアル雇用する事業主 【支給額】 ①障害者トライアルコース助成金 精神障害者以外 1人につき月額4万円(最大3か月) 精神障害者 1人につき月額4万円(最大3か月) ※ただし精神障害者を初めて雇用する場合は 月額8万円(最大3か月) ②障害者短時間トライアルコース 1人につき月額2万円(最大12か月)					(見直し概要) 精神障害者等について、一人あたりの支給額の割増等を行う。 【事業概要】 障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。 【対象事業主】 障害者をトライアル雇用する事業主 【支給額】 ①障害者トライアルコース助成金 精神障害者以外 1人につき月額4万円(最大3か月) 精神障害者 1人につき、3か月間は月額8万円、 4か月目以降は月額4万円(最大6か月) ②障害者短時間トライアルコース 1人につき月額4万円(最大12か月)		

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成28年度決算額

地域雇用開発助成金の見直し

平成29年度			平成30年度(予定)		
(百万円)			(百万円)		
助 成 金 名			助 成 金 名		
29'予算額			30'予算額		
28'事業評価					
地域雇用開発助成金			地域雇用開発助成金		
3,635			3,617		
B					
地域雇用開発コース奨励金(2,647)			地域雇用開発コース奨励金		
3,395			3,405		
【事業概要】 雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置・整備費用及び増加した労働者数等に応じて一定額を助成する。			(見直し概要) 地域雇用開発コース奨励金の暫定措置については、平成30年3月31日までの間に熊本労働局に事業所の設置・整備及び雇入れに関する計画を提出した事業主が対象となっている。 今般、熊本県の状況等を踏まえ、所要の見直しを行った上で、当該計画の提出期限を平成31年3月31日まで延長する措置を講ずる。		
沖縄若年者雇用促進コース奨励金(267)			沖縄若年者雇用促進コース奨励金		
240			212		
【事業概要】 沖縄県において、事業所を設置・整備し、県内に居住する35歳未満の求職者を雇い入れる事業主に対して、当該雇用した者に対して支払った賃金額の一部を助成する。			○改正なし		

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成28年度決算額

職場定着支援助成金及び人事評価改善等助成金の見直し

平成29年度

(百万円)

平成30年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	29'予算額	28'事業評価								
職場定着支援助成金(5,150)	10,796	D								
中小企業団体助成コース(52)	66									
【事業概要】 ・「働きやすい・働きがいのある職場づくり」に向けた雇用管理改善の取組を推進するため、中小企業団体が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、当該事業に要した費用の一部を助成する。 【対象事業主団体等】 ・構成中小企業者に対し、人材確保や労働者の職場定着を支援するための労働環境向上事業を実施する事業協同組合等(※) ※①事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 ②水産加工協同組合及びその連合会 ③商工組合及びその連合会 ④商店街振興組合及びその連合会 ⑤その他特別の法律により定められた組合及びその連合会で政令に定めるもの ⑥中小企業者を直接又は間接に構成員とする一般社団法人等 【支給額】 ・1年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の2／3を支給(年2回) ただし、構成中小企業者の数に応じて下表の額を支給限度額とする。 ※助成金の支給対象期間は、さらに1年間の延長が可能。 <table><tr><th>認定組合等の区分</th><th>上限額</th></tr><tr><td>大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)</td><td>1, 000万円</td></tr><tr><td>中規模認定組合等(同100以上500未満)</td><td>800万円</td></tr><tr><td>小規模認定組合等(同100未満)</td><td>600万円</td></tr></table>	認定組合等の区分	上限額	大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)	1, 000万円	中規模認定組合等(同100以上500未満)	800万円	小規模認定組合等(同100未満)	600万円		
認定組合等の区分	上限額									
大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)	1, 000万円									
中規模認定組合等(同100以上500未満)	800万円									
小規模認定組合等(同100未満)	600万円									

助 成 金 名	30'予算額
人材確保等支援助成金(仮称)	17,593(注)
中小企業団体助成コース (見直し概要) ○改正なし	69

雇用管理制度助成コース

1,268

【事業概要】
雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成

【対象事業主】
雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入等を行う事業主

【支給額】
①制度導入助成
導入する制度に応じて、以下の合計額を支給。

導入した制度	支給額
評価・処遇制度	10万円
研修制度	10万円
健康づくり制度	10万円
メンター制度	10万円
短時間正社員制度（保育事業主のみ）	10万円

②目標達成助成
計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を支給。

雇用管理制度助成コース

3,230

（見直し概要）
○制度導入助成を廃止し、雇用管理改善制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入・実施した事業主が、計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に助成することとする。

【支給額】
目標達成助成：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）

介護福祉機器助成コース	4,636
【事業概要】 介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成 【対象事業主】 介護労働者の労働環境の改善に資する介護福祉機器を導入するとともに、その機器の適切な運用を行い、従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主 【支給額】 ①機器導入助成 介護福祉機器の導入に要した費用の25%を支給(上限150万円)。 ②目標達成助成 計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に介護福祉機器の導入に要した費用の20%(生産性要件を満たした場合35%)を支給(上限150万円)。	
保育労働者雇用管理制度助成コース	1,648
【事業概要】 賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む保育事業主に対して助成 【対象事業主】 保育労働者の職場への定着に資する賃金制度の整備を行い、従業員の離職率の低下に取り組む保育事業主 【支給額】 ①制度整備助成 賃金制度を整備した場合に50万円を支給。 ②目標達成助成(第1回) 計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を支給。 ③目標達成助成(第2回) 計画期間終了から3年経過後に離職率低下目標を達成した場合に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を支給。	

介護福祉機器助成コース	4,145
(見直し概要) ○改正なし	
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース	1,770
(見直し概要) ○保育労働者雇用管理制度助成コースと介護労働者雇用管理制度助成コースを統合する。 【対象事業主】 介護・保育労働者の職場への定着に資する賃金制度の整備を行い、従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主 【支給額】※平成29年度と同じ ①制度整備助成 賃金制度を整備した場合に50万円を支給。 ②目標達成助成(第1回) 計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を支給。 ③目標達成助成(第2回) 計画期間終了から3年経過後に離職率低下目標を達成した場合に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を支給。	

介護労働者雇用管理制度助成コース

3178

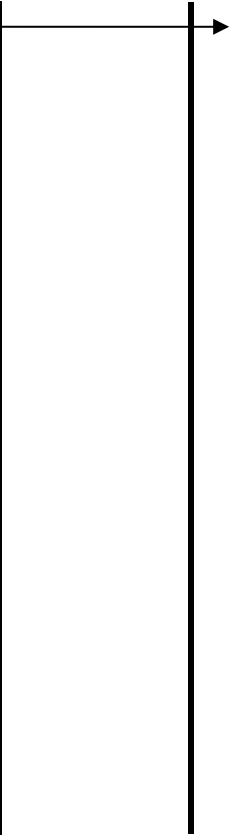
【事業概要】
賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成

【対象事業主】
介護労働者の職場への定着に資する賃金制度の整備を行い、従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主

【支給額】
①制度整備助成
賃金制度を整備した場合に50万円を支給。
②目標達成助成(第1回)
計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を支給。
③目標達成助成(第2回)
計画期間終了から3年経過後に離職率低下目標を達成した場合に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を支給。

--	--	--	--	--

人事評価改善等助成金	3,909	-
【事業概要】 生産性の向上と人材不足の解消のため、人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて生産性向上を図り、賃金アップ及び離職率の低下を実現した事業主に対して助成を行う。 【対象事業主】 生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した事業主 【支給額】 ①制度整備助成 生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備した場合、50万円を支給。 ②目標達成助成 賃金制度の整備から1年経過後に、生産性の向上、賃金引上げ及び離職率低下目標を達成した場合に、更に80万円を支給。		



人事評価改善等助成コース	7,595
(見直し概要) ○人事評価改善等助成金を人事評価改善等助成コースへ統合する。あわせて、制度整備助成を受けた事業主が、生産性要件等に該当した場合に目標達成助成を追加的に支給することとする。	

※平成28年度職場定着支援助成金(個別企業助成コース)決算額は5,098(百万円)

設備改善等支援コース(新規)					
【事業概要】 生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賃金アップ)等を図る事業主に対して助成を行う。 【対象事業主】 生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賃金アップ等)を実現した事業主 【支給額】 ※計画期間はA又はBのいずれかを選択 A <雇用管理改善計画期間1年> ①【計画達成助成】計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 ②【上乗せ助成】計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 B <雇用管理改善計画期間3年> 計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 ①【計画達成助成(1回目)】…計画の開始から1年後 ②【計画達成助成(2回目)】…計画の開始から2年後 ③【目標達成時助成】 …計画の開始から3年後					
計画期間	設備投資費用	1 年後	2 年後	目標達成時助成	総額
A 1 年	175万円以上 1,000万円未満	50万円	—	80万円 (上乗せ助成)	130万円
B 3 年	240万円以上 5,000万円未満	50万円	50万円	80万円	180万円
	5,000万円以上 1億円未満	50万円	75万円	100万円	225万円
	1億円以上	100万円	150万円	200万円	450万円
※設備投資費用5,000万円未満については中小企業のみを対象					

注 平成30年度人材確保等支援助成金の予算額には、上記コースの他に「雇用管理制度助成コース(建設分野)」、「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)」及び「作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)」も含む。

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成28年度決算額

障害者雇用促進等助成金の見直し

平成29年度			平成30年度（予定）		
（百万円）			（百万円）		
助 成 金 名			助 成 金 名		
29'予算額			30'予算額		
28'事業評価					
障害者雇用促進等助成金			障害者雇用安定助成金		
障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）（488）			障害者職場定着支援コース		
598			1,310		
A					
【事業概要】 障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対し助成。			【見直し概要】 事業主に対して、中高年齢層の障害者がこれまで培ってきた能力等を考慮した職域に従事できるようにするための配慮を促すため、障害者職場定着支援コース助成金の一つとして、中高齢障害者を職場で継続的に雇用するための職務内容や職場環境の整備を行った場合の助成を行う措置を新たに設置する。		
【対象事業主】 障害者を雇用する事業主			【対象事業主】 障害者を雇用する事業主		
【支給額】			【支給額】		
①柔軟な時間管理・休暇取得 1人あたり8万円（中小企業以外6万円）			①柔軟な時間管理・休暇取得 変更無し		
②短時間労働者の勤務時間延長 【身体・知的障害者（重度）、精神障害者】 20時間未満→30時間以上 1人あたり54万円（中小企業以外40万円） 20時間未満→20時間以上30時間未満 1人あたり27万円（中小企業以外20万円） 20時間以上30時間未満→30時間以上 1人あたり27万円（中小企業以外20万円） 【上記以外の障害者】 20時間未満→30時間以上 1人あたり40万円（中小企業以外30万円） 20時間未満→20時間以上30時間未満 1人あたり20万円（中小企業以外15万円） 20時間以上30時間未満→30時間以上 1人あたり20万円（中小企業以外15万円）			②短時間労働者の勤務時間延長 変更無し		
③正規・無期転換 【身体・知的障害者（重度）、精神障害者】 有期→正規 1人あたり120万円（中小企業以外90万円） 有期→無期 1人あたり60万円（中小企業以外45万円） 無期→正規 1人あたり60万円（中小企業以外45万円） 【上記以外の障害者】 有期→正規 1人あたり90万円（中小企業以外67.5万円） 有期→無期 1人あたり45万円（中小企業以外33万円） 無期→正規 1人あたり45万円（中小企業以外33万円）			③正規・無期転換 変更無し		
④職場支援員の配置 変更無し			④職場支援員の配置 変更無し		
⑤職場復帰支援 1人あたり月額6万円（中小企業以外月額4.5万円） ※助成対象期間は、1年間が上限			⑤職場復帰支援 変更無し		
			⑥中高年齢障害者の雇用継続支援 1人あたり月額70万円（中小企業以外50万円）		

	⑥社内理解の促進 講習に要した費用に応じて助成 5万円以上～10万円未満 1事業所あたり3万円(中小企業以外2万円) 10万円以上～20万円未満 1事業所あたり6万円(中小企業以外4.5万円) 20万円以上 1事業所あたり12万円(中小企業以外9万円)		
--	--	--	--

	⑦社内理解の促進 変更無し		
--	------------------	--	--

障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)(378)		304	A	→	障害者職場適応援助コース		359
【事業概要】 職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、雇入れ後の職場適応・定着を図るために、職場適応援助者による直接的・専門的な支援を提供する事業主に対して助成 【対象事業主】 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが作成又は承認した支援計画に基づき、職場適応援助者による支援を提供する事業主 【支給額】 (1)職場適応援助者による支援 ①訪問型職場適応援助者 精神障害者以外 支援時間が4時間以上の日 16,000円 、支援時間が4時間未満の日 8,000円 ※助成対象期間の上限は1年8か月 精神障害者 支援時間が4時間以上の日 16,000円 、支援時間が4時間未満の日 8,000円 ※助成対象期間の上限は2年8か月 ②企業在籍型職場適応援助者 1人当たり月額6万円(中小企業の場合は8万円) 短時間労働者の場合は月額3万円(中小企業の場合は4万円) ※助成対象期間の上限は6か月					(見直しの概要) 精神障害者に対する支援を行う場合の助成額を割増する。 【事業概要】 職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、雇入れ後の職場適応・定着を図るために、職場適応援助者による直接的・専門的な支援を提供する事業主に対して助成 【対象事業主・対象措置】 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが作成又は承認した支援計画に基づき、職場適応援助者による支援を提供する事業主 【支給額】 (1)職場適応援助者による支援 ①訪問型職場適応援助者 精神障害者以外 変更無し 精神障害者 支援時間が3時間以上の日 16,000円 、支援時間が3時間未満の日 8,000円 ※助成対象期間の上限は2年8か月 ②企業在籍型職場適応援助者 精神障害者以外 変更無し 精神障害者 1人当たり月額9万円(中小企業の場合は12万円) 短時間労働者の場合は月額5万円(中小企業の場合は6万円) ※助成対象期間の上限は6か月		
(2)職場適応援助者養成研修 支援の実施のために新たに職場適応援助者を養成した場合、養成研修受講経費の1／2					(2)職場適応援助者養成研修 変更なし		

	障害者雇用安定助成金(障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース) 【事業概要】 労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度の導入について計画を作成し、当該計画に基づき就業規則等を改正し、労働者に適用した事業主に対して、助成金を支給する。 【対象事業主・対象措置】 両立支援制度(雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者の治療と仕事の両立の支援に資する一定の就業上の措置※)の導入を新たに行い、雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者に実際に適用した事業主。 ※時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇(取得条件や取得中の処遇(賃金の支払いの有無等)は問わない)などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度などの勤務制度など。 【支給額】 事業主あたり10万円	75	-	→	障害や傷病治療と仕事の両立支援コース (見直しの概要) 「障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース助成金」を「障害や傷病治療と仕事の両立支援コース助成金」に改正し、障害や傷病治療と仕事を両立するための環境整備を行った場合及び傷病治療と仕事の両立支援制度を活用した場合に助成する。 【事業概要】 労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度の導入や労働者への適用等を行った事業主に対して、助成金を支給する。 【対象事業主・対象措置】 I 以下の2つを新たに行った事業主 ・両立支援制度(※)の導入 ・企業在籍型職場適応援助者(①)又は両立支援コーディネーター(②)の配置 ※時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇(取得条件や取得中の処遇(賃金の支払いの有無等)は問わない)などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度などの勤務制度など。 II 以下の2つの条件を満たした事業主(治療と仕事の両立支援のみ) ・両立支援制度の労働者への適用 ・適用した労働者の6か月以上の雇用維持及び両立支援計画の期間内の一定日数以上の勤務 【支給額】 I ①の場合 30万円(事業主当たり1回のみ) ②の場合 20万円(事業主当たり1回のみ) II 労働者1人当たり20万円(事業主当たり有期契約労働者1人及び雇用期間の定めのない労働者1人の計2人まで)	95
	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金(53) 【事業概要】 対象となる障害者を新規に10以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備を行った中小企業に対して、当該施設整備に要した費用の一部を助成する。 【対象事業主】 常用労働者数300人以下の中小企業 【支給額】 新規雇用数及び施設整備に要した費用に応じて支給額を決定する。 ※支給額は事業主の希望に応じて()の額を選択することも可能。 ①新規雇用5人以上かつ施設整備に要した費用1,500万円以上 第1期:500万円、第2期・第3期:250万円 (第1期:720万円、第2期・第3期:90万円) ②新規雇用10人以上かつ施設整備に要した費用3,000万円以上 第1期:1,000万円、第2期・第3期:500万円 (第1期:1,440万円、第2期・第3期:180万円) ③新規雇用15人以上かつ施設整備に要した費用4,500万円以上 第1期:1,500万円、第2期・第3期:750万円 (第1期:2,160万円、第2期・第3期:270万円)	98	B		中小企業障害者多数雇用施設設置等コース ○改正なし	58

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成28年度決算額

生涯現役起業支援助成金の見直し

平成29年度			(百万円)		平成30年度(予定)		(百万円)	
助 成 金 名			29'予算額	28'事業評価	助 成 金 名			30'予算額
生涯現役起業支援助成金 (0)			347	C	生涯現役起業支援助成金			75
【事業概要】 ＜雇用創出措置に係る助成＞ 中高年齢者が起業を行い、中高年齢者等を一定数以上新たに雇い入れる場合に、募集・採用や教育訓練に係る経費の一部を助成。 【対象事業主】 ＜雇用創出措置に係る助成＞ 起業を行い、中高年齢者等を一定数以上新たに雇い入れる中高年齢者である事業主 【支給額】 ＜雇用創出措置に係る助成＞ ・起業者が高年齢者(60歳以上) の場合:助成率2/3(上限200万円) ・起業者が上記以外(40歳以上から60歳未満)の場合:助成率1/2(上限150万円)					(見直し概要) 雇用創出措置に係る助成を受給した事業主であって、 <u>その後一定期間経過後に生産性が向上している場合、別途、生産性向上に係る助成金を支給。＜生産性向上に係る助成＞</u> 【対象事業主】 ＜雇用創出措置に係る助成＞ 改正なし <u>＜生産性向上に係る助成＞</u> <u>生産性が6%以上向上した事業主</u> 【支給額】 ＜雇用創出措置に係る助成＞ 改正なし <u>＜生産性向上に係る助成＞</u> <u>上記＜雇用創出措置に係る助成金＞の支給額の25%</u>			

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成28年度決算額

障害者職業能力開発助成金の見直し

平成29年度			平成30年度(予定)		
(百万円)			(百万円)		
助 成 金 名		29'予算額	28'事業評価	助 成 金 名	
				人材開発支援助成金	
障害者職業能力開発助成金(577)		635	D	障害者職業能力開発コース	
※改正内容は、人材開発支援助成金への統合のみ					

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

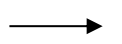
※()内は平成28年度決算額

建設労働者確保育成助成金の見直し

平成29年度

(百万円)

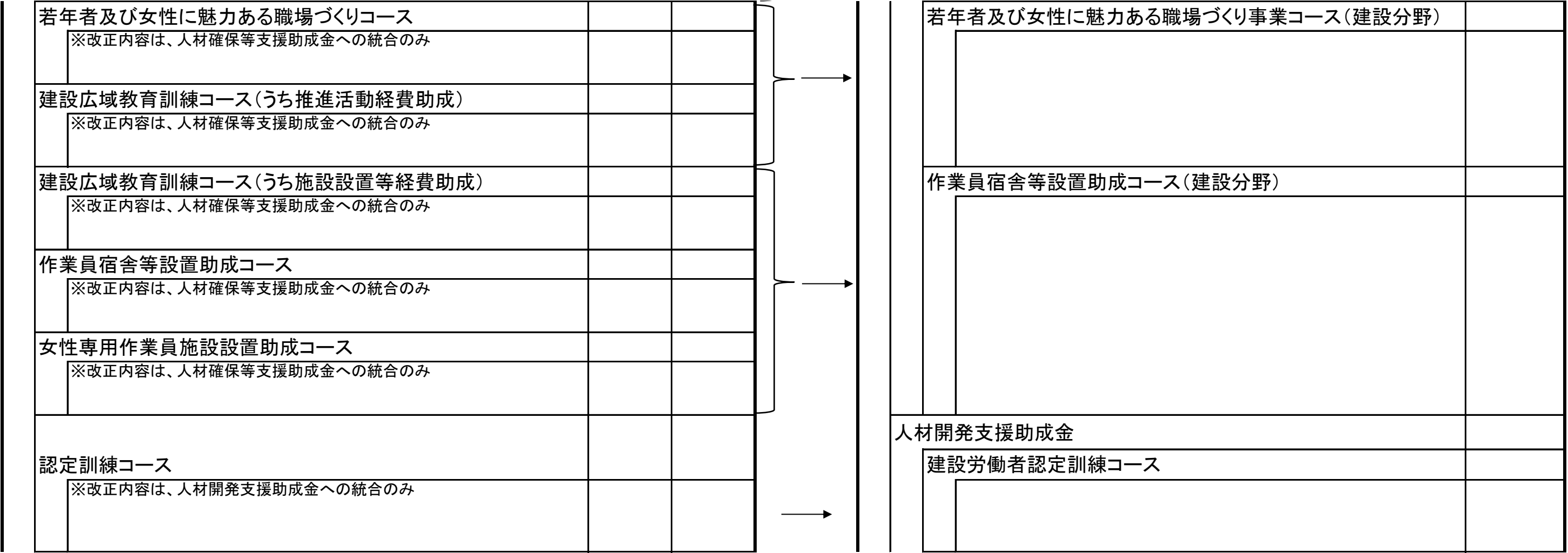
助 成 金 名	29'予算額	28'事業評価
建設労働者確保育成助成金(8,080)	4,960	A
若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース		
※改正内容は、トライアル雇用助成金への統合のみ		
雇用管理制度助成コース		
※改正内容は、人材確保等支援助成金への統合のみ		
登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース		
【事業概要】 雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を、年間3%以上かつ15万円以上増額改定した場合に助成。 【支給対象者】 中小建設事業主 【支給額】 登録基幹技能者一人につき、1年当たり9.5万円＜12万円＞(最長3年間)		



平成30年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	30'予算額
建設事業主等に対する助成金	5,327
トライアル雇用助成金	
若年・女性建設労働者トライアルコース	
人材確保等支援助成金(仮称)	
雇用管理制度助成コース(建設分野)	
①整備助成	
②登録基幹技能者の処遇向上支援助成 (見直し概要) ○支給要件・支給額を次のとおり見直す。 【事業概要】 雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を、年間2%以上かつ10万円以上増額改定した場合に助成。 【支給対象者】 中小建設事業主 【支給額】 登録基幹技能者一人につき、1年当たり6.65万円＜8.4万円＞(最長3年間)	



技能実習コース			建設労働者技能実習コース		
【支給対象者】 中小建設事業主等 （女性に対する技能実習を行う場合、経費助成のみ中小以外の建設事業主等） 【助成率】 (1) 経費助成 技能実習の実施に要した実費相当額の一部を助成。 《事業主》 ア 中小建設事業主（支給対象 男性、女性） （ア）被保険者数20人以下 75%＜90%＞（※被災3県は100%） （イ）被保険者数21人以上 60%＜75%＞（※被災3県は80%） イ 中小建設事業主以外（支給対象 女性） 45%＜60%＞ 《事業主団体》 ・中小建設事業主団体（支給対象 男性、女性） 80%（※被災3県は100%） ・中小建設事業主団体以外（支給対象 女性） 50% (2) 賃金助成 技能実習を受講させた建設労働者1人につき、以下の額を助成。 ・中小建設事業主（被保険者数20人以下） 日額7,600円＜9,600円＞ ・中小建設事業主（被保険者数21人以上） 日額6,650円＜8,400円＞			（見直し概要） ○若者や女性の建設業への入職や定着を促進するため、本コースの経費助成について次のように助成率を見直す。 【支給対象者】 中小建設事業主等 （女性に対する技能実習を行う場合、経費助成のみ中小以外の建設事業主等） 【助成率】 (1) 経費助成 技能実習の実施に要した実費相当額の一部を助成。 《事業主》 ア 中小建設事業主（支給対象 男性、女性） （ア）被保険者数20人以下 75%＜90%＞（※被災3県は100%） （イ）被保険者数21人以上 35歳未満 70%＜85%＞（※被災3県は80%） 35歳以上 45%＜60%＞（※被災3県は80%） イ 中小建設事業主以外（支給対象 女性） 60%＜75%＞ 《事業主団体》 ・中小建設事業主団体（支給対象 男性、女性） 80%（※被災3県は100%） ・中小建設事業主団体以外（支給対象 女性） 67% (2) 賃金助成 技能実習を受講させた建設労働者1人につき、以下の額を助成。 ・中小建設事業主（被保険者数20人以下） 日額7,600円＜9,600円＞ ・中小建設事業主（被保険者数21人以上） 日額6,650円＜8,400円＞		

【事業評価の評価結果】
「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」
※1（ ）内は平成28年度決算額
※2＜＞内は生産性要件に該当する場合の支給額・助成率